

## 高齢者あんしんセンターことり運営規程

### (事業の目的)

第1条 高崎市が委託し、特定医療法人博仁会が受託運営する地域包括支援センター地域型センター（愛称：高齢者あんしんセンターことり、以下、「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び地域支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場に立って支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護状態にならないよう「介護予防サービス等」を適切に確保できるようその調整に努めるとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

### (センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	高齢者あんしんセンターことり
所在地	高崎市下小鳥町1234番地2

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	職員数	職 務 内 容
管理者	1名	センターの担当職員の管理に関すること及び業務の実施状況の把握、指揮命令等に関すること（兼務可）（常勤職員のうちから選任）
社会福祉士等 その他これに準ずるもの 主任介護支援専門員 その他これに準ずるもの 保健師又は看護師 その他これに準ずるもの	左記記載の職種より合計して2名以上	包括的支援事業、指定介護予防支援業務、介護予防・日住生活支援サービス事業、任意事業に関すること
事務員等	必要数	各事業の事務処理に関すること
認知症地域支援推進員	1名	認知症総合支援事業に関すること (常勤職員のうちから選任)

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、市との協議により必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、高崎市の休日を定める条例(平成元年条例第36号)第1条第1項各号に規定する休日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(センターの基本機能)

第6条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

(1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。

(2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問等により実態を把握し必要な支援につなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)

(3) 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者が要介護状態等になることを予防するため、包括的かつ効率的にサービスが提供されるよう、適切なマネジメントを実施する。(介護予防ケアマネジメント)

(4) 個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的かつ継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実施することができるように、地域の基盤を整えるとともに、介護支援専門員を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)

(5) 多職種が参加する「地域ケア個別会議」、「地域別課題検討会議」を開催し、高齢者への個別支援、地域課題の把握や社会基盤の整備など、地域ケア会議を活用した地域づくりを実施する。(地域ケア会議の推進)

(6) 認知症地域支援推進員を配置し、認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、地域における認知症の人とその家族を支援する。(認知症施策の推進)

(7) 在宅医療・介護連携に関する相談の受付、在宅医療・介護サービスの情報共有支援を行うためのシステムを構築する。(在宅医療・介護連携の推進)

(8) 地域に不足するサービスを把握し、多様な主体による多様な生活支援サービスの提供体制の創設を支援する。(生活支援サービスの体制整備)

(対象者)

第7条 センターで行う事業の対象者は、概ね65歳以上の市内の高齢者及びその家族とする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第8条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)に基づき、市が定める「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント業務受託の手順」により実施し、次のとおりとする。

(1) 相談を受ける場所

利用者の居宅又はセンターの相談室、その他必要と認められる場所とする。

(2) アセスメントの実施

利用者及びその家族との面談によりアセスメントを実施し、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

(3) 介護予防サービス計画の作成等

①アセスメント結果等を踏まえ、サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間等を記載した介護予防サービス計画を利用者等と調整し作成する。

②介護予防サービス計画の内容、利用者負担等について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

③介護予防サービス計画を利用者及びサービス事業者等に交付する。

(4) 実施状況の把握等

①利用者との面談等により定期的に介護予防サービス計画の実施状況や利用者の状態等を確認するとともにその結果を記録し、必要に応じて計画変更等を行う。

②介護予防サービス計画に位置付けた期間のおおよそ中間にあたる月及び終了時に、当該計画の目標の達成状況等について評価する。

(指定介護予防支援の利用料の額)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は無いものとする。

(地域包括支援センター基幹型センターとの協議)

第10条 下記事項について、地域包括支援センター基幹型センターとの協議を行うものとする。

(1) センターの公正・中立性の確保に関すること

(2) センターの円滑かつ適切な運営の確保に関すること

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は高崎市六郷地域（上小鳥町第1・2、下小鳥町第1～5、緑町第1・第2）とする。

(虐待への対応)

第12条 センターは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）等の規定により、センター職員に対し研修を実施する等、必要な体制の整備を行うとともに、虐待の未然防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、虐待又は虐待が疑われる事例を把握した場合には、高齢者虐待防止法等の規定に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認するなどし、市に情報提供するとともに相互に連携し、適切な対応をとるものとする。

(苦情処理の体制)

第13条 利用者及びその家族等からの苦情に対応する窓口（連絡先）は次のとおりとする。

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| (1) 高齢者あんしんセンターことり      | 電話027-362-1896 |
| (2) 高崎市福祉部長寿社会課         | 電話027-321-1319 |
| (3) 高崎市福祉部介護保険課         | 電話027-321-1250 |
| (4) 群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課 | 電話027-290-1323 |

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、担当職員は速やかに必要な措置を講ずるとともに、市、保険者、当該利用者の家族等に連絡しなければならない。

(秘密保持)

第15条 センター職員は、正当な理由なく、業務上知り得た高齢者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後も同様とする。

2 センターは、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た高齢者及びその家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

(公平・中立性)

第16条 センターは、その運営にあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮するものとする。

(委任)

第17条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、市とセンターとの協議により別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成30年4月1日改定

平成31年3月25日改定

令和元年10月25日改定

令和4年4月1日改定

令和5年1月1日改定